

追加受付

(令和8年度)

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書

【 県内建設業者 】

作成の手引き

徳 島 県

目 次

第1 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の作成要領	
【県内建設業者】	1
1. 申請書等作成方法	3
2. 地区コード表	12
3. 希望工事種別表	13
第2 入札参加資格審査申請書提出後の手続について	14

※ 様式ダウンロード先

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>

【<県内建設業者>申請様式】 E x c e l

- | | |
|----|----------------------------------------------------------------|
| 1 | 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（様式第1号） |
| 2 | 営業所一覧表（様式第2号） |
| 3 | 営業所及び機械器具・保管資材の写真貼付台紙 |
| 4 | 暴力団排除に関する誓約書 |
| 5 | 業者カード |
| 6 | 特殊機械所有状況等報告書
・特殊機械の写真貼付用紙
・特殊機械の車検証及び特定自主検査記録表（報告書）等添付用紙 |
| 7 | 障がい者、若年者あるいは女性職員の雇用状況一覧表 |
| 8 | ボランティア活動等実績申告書 |
| 9 | 消防団員の雇用状況一覧表 |
| 10 | 消防団加入証明書 |
| 11 | （記入例）消防団加入証明書 |
| 12 | 10の証明窓口一覧表 |
| 13 | 徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書 |
| 14 | 県外における大規模災害時の支援活動に係る申告書 |
| 15 | 県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書 |
| 16 | 提出書類チェックリスト |

(令和8年度 追加受付)
一般(指名)競争入札参加資格審査申請書の受付について
【共同受付に係る共通審査書類(県内建設業者)】

はじめに

徳島県及び参加市町村は、入札参加資格審査申請の共同受付を実施します。

既に令和7・8年度の入札参加資格を取得している場合は、今回の申請は不要です。

また、令和8年度において「希望自治体(市町村)」の追加を希望される方は、別に掲出している「希望市町村の追加について」を参照してください。

【参加市町村】

徳島市、阿南市、阿波市、美馬市、三好市、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

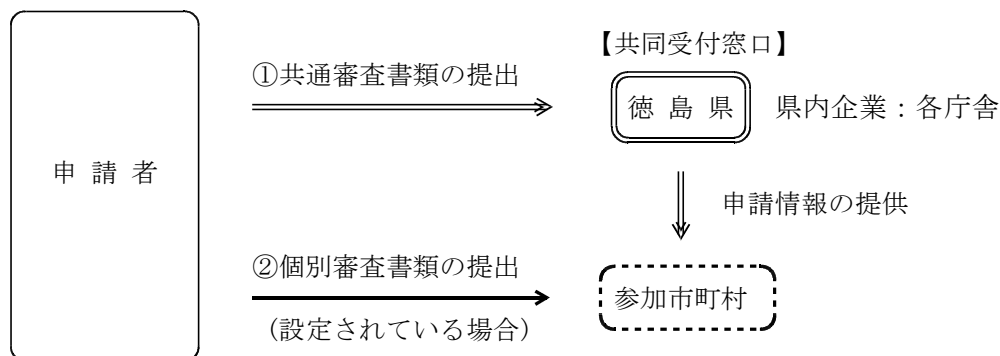
徳島県あるいは参加市町村が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加を希望する方は、この「手引き」により作成した「共通審査書類」(4 申請書類A、B、C)を県の窓口にて、参加市町村が個別に設定した「個別審査書類」(別添一覧表)を各市町村窓口にて提出してください。

※ 参加市町村にのみ入札参加を希望し、徳島県には入札参加を希望しない場合でも徳島県に共通審査書類を提出してください。

※ 参加市町村ごとに定められた「個別審査書類」は、県に提出する必要はありません。

※ 共同受付の詳細は、別添の「共同受付案内」及び「市町村の個別審査書類等一覧表」ファイルを参考にしてください。

【共同受付の流れ】



以下は県に提出する「共通審査書類」の作成要領及び県の入札参加資格に関して記載しています。

1 申請書受付期間及び県の資格有効期間

申請書受付期間	左の受付分の資格有効期間
令和8年7月1日～10日	令和8年8月1日～令和9年3月31日
令和8年7月11日～8月10日	令和8年9月1日～令和9年3月31日
令和8年8月11日～9月10日	令和8年10月1日～令和9年3月31日
令和8年9月11日～10月10日	令和8年11月1日～令和9年3月31日
令和8年10月11日～11月10日	令和8年12月1日～令和9年3月31日
令和8年11月11日～12月10日	令和9年1月1日～令和9年3月31日

※期間中の土・日・祝日を除く。

※受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

2 申請場所 所轄の県土整備事務所

徳島県土整備事務所 契約・指導担当	(〒770-0865 徳島市南末広町6-36)
徳島県土整備事務所 鳴門支所 企画総務担当	(〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128)
吉野川県土整備事務所 総務担当	(〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1)
阿南県土整備事務所 企画担当	(〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46)
阿南県土整備事務所 那賀支所 企画担当	(〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1)
美波県土整備事務所 企画担当	(〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1)
美馬県土整備事務所 企画担当	(〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73)
三好県土整備事務所 企画担当	(〒778-0002 三好市池田町マチ2415)

3 申請方法 郵送あるいは持参による。

※ 郵送の場合は、提出書類に不備がなくなった日を受付日とするので、注意してください。

4 申請書類

次のとおり。様式ダウンロード先は、<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>
各証明書類等は、申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとしします。

(1) 申請書類A (No. 9～12以外はファイル綴じ、各1部。○数字の書類は必須。)

No.	提出書類A 一覧表
①	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【県内工事】(様式第1号)
2	営業所一覧表(様式第2号) ※建設業法上の営業所が複数ある場合
③	登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも 原本)
④	労災保険料の申告納付状況証明書 又は 労災保険未加入証明書(いずれも 原本)
⑤	社会保険料納入確認(又は証明)書(原本)
6	建設業労働災害防止協会加入証明書 ※直近の経営審査時に提示したものの写しで可
⑦	営業所の見取図及び写真(6枚)
⑧	暴力団排除に関する誓約書
⑨	業者カード
⑩	提出書類チェックリスト
11	特殊機械所有状況等報告書 ※ほ装、区画線、法面処理工事を希望する場合
12	返信用封筒 ※郵送の場合 ・所在地、宛名を記入の上、所定額の切手を貼付すること。 ・受付票を郵送します。(受付票のFAX送信はできません。)

一覧の順番にファイル(A4版)綴じし、背表紙に、「令和8年度入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。

直近の経営事項審査を受審して以降、所在地、商号及び代表者等を変更している場合は、許可あるいは入札参加資格申請事項の「変更届」の会社控え(所管庁舎の受付印のあるもの)の写しを添付してください。

No.9「業者カード」、No.10「提出書類チェックリスト」はファイルにクリップ留めしてください。

No.11「特殊機械所有状況等報告書」については左上ホチキス留めにしてください。

(2) 申請書類B (ホチキス留め、各1部。○数字の書類は必須。)

No.	提出書類B 一覧表
①	業者カード
2	営業所一覧表(様式第2号) ※建設業法上の営業所が複数ある場合のみ
③	総合評定値通知書の写し
4	障がい者、若年者あるいは女性職員の雇用状況一覧 ※該当する場合のみ
5	4に関する証明書、雇用等を証する書類
6	ボランティア活動等実績申告書 ※該当する場合のみ(活動資料、証明書等を含む。)
7	消防団員の雇用状況一覧表 ※該当する場合のみ
8	7に関する証明書(原本)、雇用等を証する書類
9	CCUSの事業者登録を確認できる書類 ※該当する場合のみ

一覧の順番にホチキス留めし(左上1か所のみ)、提出してください。

(3) 申請書類C (ホチキス留め、各1部。提出書類BのNo.6とは別、6(19)に該当する場合にのみ提出。)

No.	提出書類C 一覧表
1	徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書 県外における大規模災害時の支援活動に係る申告書
2	県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書

一覧の順番にホチキス留めし(左上1か所のみ)、提出してください。

5 申請書類の作成方法

(1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）

電話番号及びファクシミリ番号は必ず主たる営業所の番号を記載してください。

入札参加を希望する自治体の欄に「○」を記入してください。

市町村に入札参加を希望する場合は、各市町村が設定している「個別審査書類」を市町村窓口に出してください。

(2) 営業所一覧表（様式第2号）

申請日現在で作成してください。

(3) 登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（いずれも原本）

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書を提出してください。

(4) 労災保険料の申告納付状況証明書又は労働保険（労災保険）未加入証明書（原本）

元請工事がなく全工事下請工事のため労災保険料の納付が必要ない場合については、徳島労働局発行の「労働保険（労災保険）未加入確認願」（原本）を提出してください。

なお、「労働保険（労災保険）未加入確認願」の発行には、経営事項審査に添付した工事経歴書（直前3年分）の写しが必要となります。

（問合せ先 徳島労働局労働保険徴収室（電話088-652-9143））

(5) 社会保険料納入確認（又は証明）書（原本で、未納がないことを証明したもの）

ア 社会保険の強制適用事業所（法人及び従業員5人以上の個人事業所）

・ 社会保険の適用事業所は、年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。

・ 社会保険料納入「確認」書の場合、証明機関で証明してもらう「対象期間」の指定について

対象期間の欄が「確認日における全期間」との表記になっている場合は、指定は不要です。

対象期間の記載が必要な場合は、年金事務所への申請月の前々月から遡って24か月としてください（令和8年6月申請であれば、令和6年5月～令和8年4月）。

・ 健康保険の適用除外申請をしている事業所は、これに加えて、所属する国民健康保険組合発行の健康保険料納入証明書を提出してください。

※ 健康保険の適用除外申請をしている事業所についても、厚生年金保険について年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。

イ その他の個人事業所（事業主分のみ）

・ 所属する国民健康保険組合又は市町村発行の国民健康保険料（税）納入証明書を提出してください。

・ 事業主が世帯主でない場合は、国保世帯主の納入証明書を提出してください。

(6) 建設業労働災害防止協会加入証明書

建設工事の種類のうち、土木一式工事又は建築一式工事の経営事項審査を受審し、「(別表2)希望工事種別表」の「01一般土木工事」、「02交通安全施設工事」、「03標識設置工事」、「05プレストレストコンクリート工事」、「06グラウト工事」、「21建築工事」を希望する場合に必要となります。

直近の経営事項審査を受審した際に

・ 証明書の原本を提出している場合 → 新たに証明書を添付する必要はありません。（保管していれば）写しを添付してください。

・ 証明書の写しを提出している場合 → 再度、写しを添付してください（令和8年度の加入証明に関するものであれば、証明日が古いものでも可）。

・ 証明書の原本、写しいずれも提出していない場合 → 原本を添付してください。

(7)営業所の見取図及び写真（6枚）

- ア 見取図
主たる営業所を**赤色**で表示した住宅地図を添付してください。
- イ 外観の写真（2枚）
営業所の建物全体（入口）及び看板・標識が確認できるもの。標識の室内掲示は不可。
- ウ 内部の写真（2枚）
什器備品（電話・机等）及び帳簿類が確認できるもの
- エ 機械器具・保管資材の写真（2枚）

(8)暴力団排除に関する誓約書

(9)業者カード

- ア 業者番号
平成17年度以降に入札参加資格を取得している場合は、認定通知書等記載の業者番号を記入してください。新規の場合は記入不要です。
- イ 希望工事（13ページ「希望工事種別表」参照のこと。）
希望工事は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できますが、1業者が希望できる工事種別数は最大で4種別です。
共同受付参加の市町村によっては希望工事の取扱いが異なる場合があります。その場合は本手引きに従って業者カードを作成するとともに、各市町村が設定した個別審査書類も作成し、市町村窓口へ提出してください。
- ウ 電子メールアドレス
建設工事関係部局からのお知らせ等に活用することがあります。携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受取容量が小さいものでの登録は控えてください。
（また、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。）
- エ 入札参加を希望する自治体欄
（1）の申請書記載のとおりに入札参加を希望する自治体の欄に「○」を記入してください。
※ 市町村に入札参加を希望する場合は、各市町村が設定している「個別審査書類」を別途市町村へ提出してください（個別審査書類の県への提出は不要です）。

(10)総合評定値通知書の写し

直近の審査基準日のもの（**資格有効期間の始期時点で有効なもの**）の写しを提出してください。

(11)障がい者の雇用状況一覧、雇用等を証する書類

障がい者を**令和8年1月1日時点**において**1年以上雇用している場合は**、次のアからウの資料を提出してください（**2名分まで**）。

- ア 障がい者であることを確認するための次のいずれかの資料
 - ① 身体障がい者手帳の写し
 - ② 療育手帳の写し
 - ③ 精神障がい者保健福祉手帳の写し
- イ 障がい者の常勤性及び1年以上雇用されていることを証する資料
次の(A)から(B)を参考にしてください。

(A)健康保険・厚生年金保険強制適用事業所の場合

（法人及び常時5人以上の従業員を使用する個人事業所）

※健康保険の適用除外申請を行い、国民健康保険組合等に加入している場合も含む。

- ①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（**直近のもの**）
- ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（**加対象者に係るもの**）
- ③**健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し又は源泉徴収票（最大直近3年分）の写し等（資格取得日又は雇用開始日や雇用期間が分かるもの）**

(B) 健康保険・厚生年金保険任意適用事業所の場合 (従業員が4人以下の個人事業所)

- ① 次のいずれか (最大直近3年分)
 - ・ 事業主から源泉徴収を受けている場合・・・源泉徴収票の写し
 - ・ 事業専従者である場合・・・所得税の確定申告書第二表の写し
- ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し (加点対象者に係るもの)

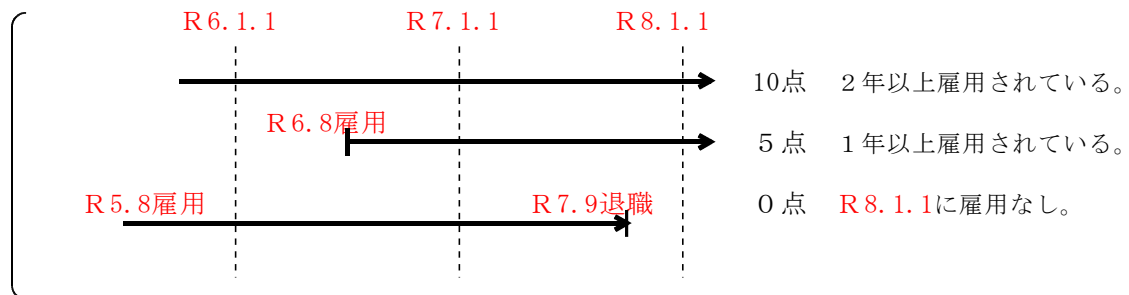
- ※ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しは、資格取得日及び事業者名が確認できるものを提出してください。
- ※ 提出書類に健康保険(社会保険)の被保険者整理番号が記載されている場合は、その箇所を見えないようにして御提出ください。

※ 上記にかかわらず、対象者がいわゆる後期高齢者医療制度に移行している場合は、次のいずれかの書類が必要です。(最大直近3年分)

- ・ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 源泉徴収簿あるいは源泉徴収票の写しなど雇用関係が分かる資料

- ※ 原則として健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない職員は、常勤の職員として認められないので御注意ください。
- ※ 対象者が、厚生年金保険や雇用保険に加入できない正当な理由がある場合は、それを示す資料を提出してください(例：会社の役員の場合は登記事項証明書、同居の親族である場合は事業主の健康保険証の写し+本人の源泉徴収票の写し等)。
- ※ 法人の代表取締役、個人事業主は対象外とします。
- ※ 1年以上雇用されている者であっても、身体障がい者手帳等の交付後1年未満の者は対象外とします。

ウ 雇用開始年月日が分かる資料(この資料で雇用期間が不明な場合のみ)
「障がい者雇用」に対する加点例



(12) 若年者の雇用状況一覧、雇用等を証する書類

若年の対象者を令和8年1月1日時点において雇用している場合は、次のアからオの資料を提出してください。(5名分まで)。

- ※ 対象者は、「生年月日が平成3(西暦1991)年1月3日以降で令和7年4月30日までに雇用された者」又は「生年月日が平成2(西暦1990)年1月3日以降であっても令和6年4月30日までに雇用された者」です。

※ 法人の代表取締役、個人事業主は対象外とします。

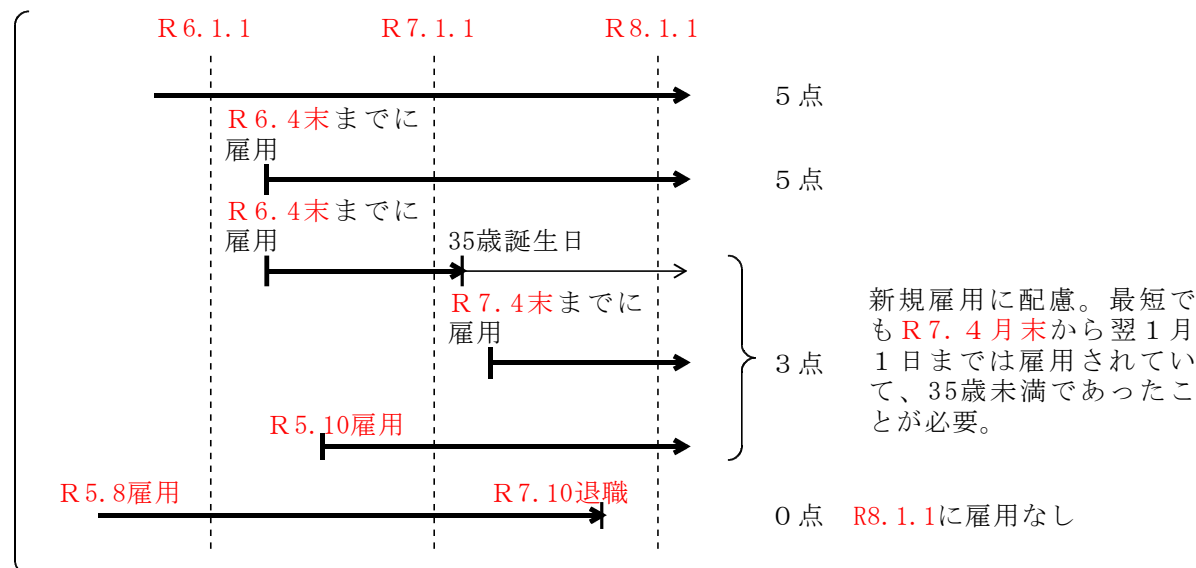
- ア 生年月日が確認できる資料
例 ・ 技術者資格者証(生年月日が記載されているもの)の写し
・ 健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書の写し など
- イ 若年者の常勤性及び1年以上雇用されていることを証する資料
(11)イの障がい者に係る資料に準じて申請しようとする期間分が必要です。
- ウ 雇用開始年月日が分かる資料(この資料で雇用期間が不明な場合のみ)
- エ 卒業証明書等
申請前3年以内に学校(学校教育法第1条の高校、大学、短大、高専)を卒業し、卒業後3か月以内に雇用されている場合のみ

オ 施工管理技士補の合格証明書（証明書を申請していない場合は合格通知書可）

入札参加資格申請の前年（R7）及び前々年（R6）に施工管理技士（1級又は2級）の一次検定（令和2年度までの学科試験は対象外）に合格した場合（一次検定合格後に二次検定に合格している場合も含む）のみ

「若年者雇用」に対する加点例

年齢に着目した制度なので、令和8年1月1日現在で雇用されていれば35歳未満であった時期に応じて加点する（太線部分が35歳未満の時期）。



(13) 女性職員の雇用状況一覧、雇用を証する書類

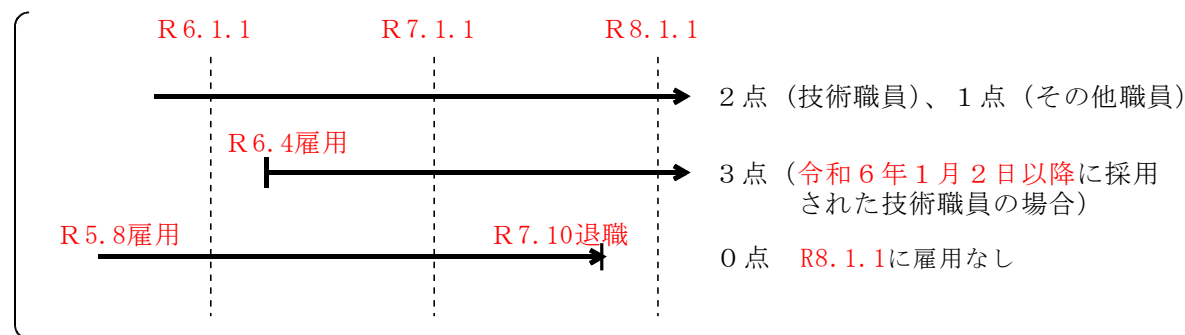
女性職員を令和8年1月1日時点において雇用している場合は、次のア、イの資料を提出してください。（10点を上限：技術職員2点、その他職員1点、新規雇用プラス1点）。

ア 雇用を証する書類（4ページ(11)を参照のこと。）

イ 技術者資格者証の写し等、技術者であることを証する書類

※ 新規雇用（令和6年1月2日以降に雇用）の女性職員が高評価（+1点）されます。

※ 法人の代表取締役、個人事業主は対象外とします。



(14) ボランティア活動等実績申告書

令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に活動したボランティア活動等（(19)の活動とは別）に企業として参加した実績を有し、加点を希望する場合は、ボランティア活動等実績申告書（別紙1）を暦年ごとに提出してください。

※ 申告書には主催者、活動回数（延べ日数）、活動内容等を具体的に記載し、申告書下欄において施設管理者、主催者等の証明をしてもらう（任意様式による証明書でも可）とともに、写真などの確認資料を添付してください。

※ 活動証明がもらえない合理的な理由がある場合は、証明書に代えて活動内容が客観的に判断できる確認資料（合意書等の写し、パンフレット、写真等）を添付してください。

※ 「徳島県土木施設アドプト」以外のアドプト活動（例：吉野川アドプト、市町村のアドプト）で申告する場合は、活動証明は不要ですが、「協定書の写し」、「報告書の写し」及び「活動状況の写真」を添付してください。

【認定基準】

- ① 企業としての活動であること。
 - ② 無償奉仕活動であれば、活動内容は問わない。
 - ③ 自主的に活動したものは、別紙1の下欄における証明印、あるいは施設管理者等の証明書(写し可、原本を提示すること)を提出すること。
 - ④ 活動回数分の写真を添付する。
 - ⑤ 同一事業でも、活動回数でカウントする。
 - ⑥ 大雪など異常気象時や浸水対応など災害関係の活動に関することも評価します。
- ※ 民間組織が主催するボランティア活動も評価対象になります。また、企業として参加していることが確認できれば、参加形態は問いません。

注意： 地域貢献活動における認定対象業務と提出書類について

※ 資格有効期間の複数年化に伴い、令和6年、令和7年(いずれも暦年)の取組実績をそれぞれ確認し、評価値を平均化して令和8年度の評価とします。(緊急出動要請に対する活動については、毎年、前2年度の取組実績を反映します。)

※ それぞれの項目の評価は以下のようになっていますので、今一度御確認ください。

本手引の番号	認定対象業務	提出書類
(14)	ア ボランティア活動又はアドプト事業(ウの県アドプトを除く)(1回につき2点、最大10点) 【要件】・企業として活動していること。 ・無償奉仕活動であれば、活動内容は問わない。 ・自主的に活動したものは、施設管理者等の証明書を提出すること。 ・同一事業でも、活動回数でカウントする。 ・大雪など異常気象時や浸水対応など災害関係の活動に関することも可。	B-6
(15)	イ 従業員が消防団に加入している場合(1人2点で最高10点)	B-7 8
(19)	ウ 徳島県土木施設アドプト支援事業での活動(10点) 【要件】会社(単独)で参加、参加人数延べ12人以上 エ 深夜等の緊急出動要請に対する活動(1回につき4点、最大20点) 【要件】・深夜の緊急出動による活動(午後10時から午前5時の間に出勤したもの) ・警報発令時など作業条件が厳しい場合の活動 ・大雪時の除雪や倒木処理など総合県民局長等が困難かつ危険を伴う作業であると判断した災害時の活動 エ-2 県外で発生した大規模災害時の支援活動 【要件】・他県の団体と締結した相互支援協定又は被災自治体等の要請に基づく支援活動(1回につき5点、過去2年(暦年)の実績を評価、最大20点) ・資機材の提供のみの場合は該当しない。	C-1
	オ 県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動(10点)	C-2
その他	カ 各庁舎と「異常気象時の応急工事に関する協定書等」を締結している場合(10点)	不要

注1) イとカはどちらか一方のみ加点する。

注2) ウとオはどちらか一方のみ加点する。

注3) ウの人数要件に満たない実績であっても、対象期間中の活動については(19)の申告書で申告すること。 → 活動回数×2点(上限10点)で加点する。

注4) エ、エ-2について、既に令和6年分の実績を提出済みの方は、同年分の再提出は不要。

(15)消防団員の雇用状況一覧表、消防団加入証明書及び雇用等を証する書類

該当する従業員の加入する消防団ごとに、消防団事務局の発行する別紙証明書(原本)を添付してください(最大5名まで)。

(11)のイの要領で、従業員との雇用関係が確認できる資料を提出してください(1年あるいは2年分。1年以上雇用されている方が高評価となります)。

※ 消防団員については、代表取締役、事業主であっても対象となります(適正な社会保険加入が必要)。

【証明願の申請に当たって注意事項】

- ・ 証明願の様式及び申請先の消防団事務局は別添ファイルを参照してください。
- ・ 証明願にあらかじめ消防団加入を証明してもらおうとする者を記入して申請してください。
- ・ 加入している消防団は、主たる営業所の所在地を管轄するものに限りません（通常は従業員の住所地の消防団と思われます。）。
- ・ 証明者は消防団長となる事務局が多いようですが、念のため、宛名は、証明窓口担当者の指示に従って申請の場で自筆してください。
- ・ 証明機関側で証明願の原本を保管する場合は想定されますので、証明をしてもらおうとする際には証明願を2通作成しておくか、作成した証明願のコピーを持参しておいてください。
- ・ 所属する消防分団の団長の個人印等による証明は不可とします。

(16) CCUSの事業者登録を確認できる書類

令和8年1月1日までにCCUSの事業者登録を行い、継続している場合は、事業者登録完了のはがきの写し又は事業者登録完了のメールの写し、及び事業者ログイン画面（直近のもの）の写しを提出してください。

(17)はぐくみ支援企業の認証について

令和8年1月1日以前にはぐくみ支援企業の認証を受け、継続している場合は認証有になります。確認のための添付書類は不要です。
また、「プラチナくるみん」認定事業者も認証有になります。

(18)特殊機械所有状況等報告書

ほ装工事・道路区画線工事・法面処理工事を希望する場合は、必ず提出してください。
報告書には、直近の経営事項審査を受けた決算期において減価償却の対象となった機械及び当該決算期以降に新規取得した機械のみ記載してください。所有していない場合も「該当なし」と記載して提出してください。

(19)「徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書」、「県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書」及び「県外における大規模災害時の支援活動に係る申告書」

地域貢献のうち各県土整備事務所長等が評定する次のものについては申告が必要となるので、これらの加点を希望する場合は、ア、ウ及びエについては別紙2（2-2）の申告書を、イについては別紙3の申告書を、入札参加資格申請受付期間中に各県土整備事務所等の担当次長まで提出すること。

- ア 「徳島県土木施設アドプト支援事業」に参加し、覚書に基づく適正な活動を行っており、次の全てに該当するもの
- ① 会社（単独）として参加していること。
 - ② 参加人数は延べ12人以上であること。
- ※ 人数要件を満たさない活動であっても、令和6年及び令和7年(暦年)中の活動については申告すること。
- イ 県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動であって、総合県民局長等がアに準じる活動と認めるもの（今回は令和4年～令和6年及び令和5年～令和7年の各3年間の活動状況をそれぞれ評価するため、別紙3は4年間表記となっています。）。
- ウ 徳島県から災害時などに緊急出動を要請された活動で、次のいずれかに該当するもの
- ① 深夜の緊急出動による活動（午後10時から午前5時の間に出勤したもの）
 - ② 警報発令時など作業条件が厳しい場合の活動
 - ③ 大雪時の除雪や倒木処理など総合県民局長等が困難かつ危険を伴う作業であると判断した災害時の活動
- エ 県外における大規模災害時の支援活動で、次の全てに該当するもの
- ① 令和6年から令和7年(暦年)までの2か年に行った活動
 - ② 他の都道府県の団体と締結した相互支援協定又は被災自治体等の要請に基づく支援活動
 - ③ 資機材の提供のみではない。

6 問合せ先

徳島県県土整備部 建設管理課 審査担当（電話088-621-2519・2624）

各県土整備事務所

【連絡先】	徳島県土整備事務所（契約・指導担当）	0 8 8 - 6 5 3 - 8 8 4 9
	徳島県土整備事務所 鳴門支所（企画総務担当）	0 8 8 - 6 8 4 - 4 6 2 1
	吉野川県土整備事務所（総務担当）	0 8 8 3 - 2 6 - 3 7 1 1
	阿南県土整備事務所（企画担当）	0 8 8 4 - 2 4 - 4 2 1 1
	阿南県土整備事務所 那賀支所（企画・用地担当）	0 8 8 4 - 6 2 - 0 0 7 4
	美波県土整備事務所（企画・用地担当）	0 8 8 4 - 7 4 - 7 4 3 5
	美馬県土整備事務所（企画担当）	0 8 8 3 - 5 3 - 3 4 0 7
	三好県土整備事務所（企画担当）	0 8 8 3 - 7 6 - 0 6 0 5

業者カード（県内建設業者用）の記入方法

1 「(1)測量・建設コンサルタント等業務での入札参加資格申請の有無」欄は、徳島県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を申請する場合は「有」を、それ以外の場合は「無」を○で囲うこと。

2 「(2)業者番号」欄は、平成17年度以降に徳島県が発注する建設工事に係る入札参加資格を有している場合は、認定通知書等記載の業者番号を記入すること。なお、建設業の許可番号ではないので注意すること。

3 「(3)許可番号」欄は、「総合評定値通知書」の許可番号と同一とすること。

(例)

0	0	—	1	2	3	4	5	6	国土交通大臣許可業者の場合
3	6	—	0	0	9	8	7	6	徳島県知事許可業者の場合

4 「(4)許可年月日」欄は、許可業種によって許可年月日の異なる許可を有する場合は、それぞれの許可年月日を記入すること。その場合、直近の許可年月日を左の欄に記入すること。

5 (5)(6)(7)(8)欄は、総合評定値通知書と変更がなくとも必ず記入すること。

6 (9)欄は、該当がない場合は記入を要しない。

7 (10)欄は、必ず記入すること。

建設工事関係部局からのお知らせ等に活用することがあります。携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受取容量が小さいものでの登録は控えてください。(また、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。)

8 (11)(12)(13)欄は、総合評定値通知書と変更がなければ記入を要しない。

「(11)一般1・特定2」欄は、総合評定値通知書の許可区分と異なる場合のみ記入すること。

「(13)所在地」欄は、建設業法上の主たる営業所の所在地を市町村名から記入し、「丁目」、「番」及び「号」等については—（ハイフン）を用いて記載すること。

9 「(14)地区コード」欄は、(別表1)地区コード表(12ページ)により記入すること。

10 「(15)希望工事」欄は、(別表2)希望工事種別表(13ページ)により記入すること。

なお、希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとするので注意すること。

共同受付参加の市町村によっては希望工事の取扱いが異なる場合があります。その場合は本要領に沿って業者カードを作成するとともに、各市町村が設定した個別審査書類も作成し、市町村窓口へ提出してください。

11 (16)～(22)欄は、該当する方を○で囲むこと。

(別表1) 地区コード表

コード	地域区分	町 村 名 等	コード	地域区分	町 村 名 等
徳島県土整備事務所 管内			306	宝田	宝田町
101	内町・新町 ・富田	内町・通町・両国本町・徳島町・徳島本町 中徳島町・中洲町・幸町・寺島本町 出来島本町・北出来島町・新町・栄町 秋田町・鷹匠町・大道・船場町・富田浜 仲之町・富田橋・明神町・東山手町・伊月町	307	加茂谷	大井町・加茂町・楠根町・十八女町 深瀬町・吉井町・大田井町・熊谷町 水井町・細野町
102	昭和・津田 ・新浜	昭和町・中昭和町・南昭和町・万代町 からどき橋・津田町・津田本町・新浜町 新浜本町・西新浜町・津田海岸町	308	大野	上大野町・下大野町・中大野町
103	二軒屋・八万	二軒屋町・南二軒屋町・八万町・山城町 城南町・沖浜町・問屋町	309	見能林	才見町・中林町・見能林町・大潟町 津乃峰町
104	勝占	大原町・論田町・大松町・雑賀町・西須賀町 勝占町・三軒屋町・方上町・大谷町・北山町	310	橘	橘町
105	多家良	多家良町・丈六町・飯谷町・渋野町・八多町	311	椿	椿町・椿泊町・伊島町
106	上八万	上八万町	312	桑野	阿瀬比町・内原町・桑野町・山口町
107	渭東	金沢・北沖洲・南沖洲・東沖洲・末広・安宅 住吉・福島・新南福島・城東町・大和町	313	福井	福井町
108	渭北	助任・吉野・前川・常三島	314	新野	新野町
109	佐古・田宮 ・矢三	佐古・田宮・矢三・春日	阿南県土整備事務所 那賀支所 管内		
110	不動	不動北町・不動西町・不動東町・不動本町	401	鷺敷	那賀町(旧鷺敷町内)
111	加茂名	加茂名町・鮎喰町・庄町・南島田町 北島田町・名東町・蔵本町・中島田町	402	相生	那賀町(旧相生町内)
112	国府	国府町	403	上那賀	那賀町(旧上那賀町内)
113	一宮	一宮町	404	木沢	那賀町(旧木沢村内)
114	入田	入田町	405	木頭	那賀町(旧木頭村内)
115	川内	川内町	美波県土整備事務所 管内		
116	応神	応神町	501	由岐	美波町(旧由岐町)
117	北島	北島町	502	日和佐	美波町(旧日和佐町)
118	藍住	藍住町	503	牟岐	牟岐町
119	小松島	(小松島市下記以外の町)	504	海南	海陽町(旧海南町)
120	坂野・和田島	赤石町・大林町・坂野町・常盤町・豊浦町 間新田町・和田島町・和田津開町	505	海部	海陽町(旧海部町)
121	立江・櫛淵	立江町・櫛淵町	506	宍喰	海陽町(旧宍喰町)
122	勝浦	勝浦町	吉野川県土整備事務所 管内		
123	上勝	上勝町	601	上板	上板町
124	佐那河内	佐那河内村	602	吉野	阿波市吉野町
125	神山	神山町	603	土成	阿波市土成町
徳島県土整備事務所 鳴門支所 管内			604	市場	阿波市市場町
201	北灘	北灘町	605	阿波	阿波市阿波町
202	瀬戸	瀬戸町	606	石井	石井町
203	里浦・撫養 ・鳴門	里浦町・撫養町・鳴門町	607	鴨島	吉野川市鴨島町
204	大津	大津町	608	川島	吉野川市川島町
205	大麻	大麻町	609	美郷	吉野川市美郷
206	松茂	松茂町	610	山川	吉野川市山川町
207	板野	板野町	美馬県土整備事務所 管内		
阿南県土整備事務所 管内			701	脇	美馬市脇町
301	羽ノ浦	羽ノ浦町	702	穴吹	美馬市穴吹町
302	那賀川	那賀川町	703	木屋平	美馬市木屋平
303	中野島	上中町・柳島町・横見町	704	美馬	美馬市美馬町
304	富岡	(阿南市上下記以外の町)	705	半田	つるぎ町(旧半田町内)
305	長生	長生町	706	貞光	つるぎ町(旧貞光町内)
			707	一字	つるぎ町(旧一字村内)
三好県土整備事務所 管内			801	三野	三好市三野町
			802	三好	東みよし町(旧三好町)
			803	三加茂	東みよし町(旧三加茂町)
			804	井川	三好市井川町
			805	池田	三好市池田町
			806	山城	三好市山城町
			807	東祖谷山	三好市東祖谷
			808	西祖谷山	三好市西祖谷山村

(別表 2) 希望工事種別表

- 希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとする。
- 希望工事種別は対応する右の建設工事の種類のうち、いずれかについて経営事項審査を受けていなければ希望できない。
- 印を付した業種は、希望工事の中で「専門工事」として発注があった場合のみ受注することのできる業種である。

※標識設置工事の取扱いについて

- 令和3年度から「交通安全施設工事」に含まれていた「標識設置工事」を区分し、新たに単独の希望工事種別として設定しています。
- 指名競争入札において新規に指名を受けたい場合などは、発注機関である各県土整備事務所へ「新規指名要望書」を提出する必要があります。
- 詳しくは各発注機関にお問い合わせください。

工事区分	コード	希望工事種別	左に対応する経審受審業種
土木系工事 の中から3	01	一般土木工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○水道施設工事
	02	交通安全施設工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	03	標識設置工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	04	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
	05	プレストレストコンクリート工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	06	グラウト工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	07	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	08	ほ装工事	ほ装工事
	09	鋼構造物工事 (鋼橋上部工事を含む。)	鋼構造物工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	10	塗装工事	塗装工事
	11	道路区画線工事	塗装工事
	12	造園工事	造園工事
	13	さく井工事	さく井工事
建築系工事 の中から1	21	建築工事(解体工事を含む。)	建築一式工事 ○大工工事 ○左官工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○屋根工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○鋼構造物工事 ○鉄筋工事 ○板金工事 ○ガラス工事 ○防水工事 ○内装仕上工事 ○建具工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事 ○解体工事
その他工事 の中から2	31	電気設備工事	電気工事
	32	暖冷房衛生設備工事	管工事 ○熱絶縁工事 ○水道施設工事 ○消防施設工事
	33	機械設備工事	機械器具設置工事 ○鋼構造物工事
	34	通信設備工事	電気通信工事

入札参加資格審査申請書提出後の手続について

※実際の入札への参加について

指名競争入札において新規に指名を受けたい場合などは、入札参加資格申請とは別に発注機関である各県土整備事務所に対して「指名要望書」を提出する必要があります。詳しくは各発注機関にお問い合わせください。

※申請事項の変更届について

一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書提出後、次の事項について変更があったときは、「変更届出書」に変更事項を記載し、関係書類を添付の上、**直ちに**提出してください。

※ 電子入札で使用するＩＣカードに登録している情報（「代表者又は年間受任者」、「会社名」、「本社所在地」等）に変更があった場合は、新規にＩＣカードを取得してください。変更前の情報が登録されているＩＣカードを使用すると不正使用に該当し、入札は無効になります。

※ 本案内は、徳島県に提出する変更届の要領です。**変更届に関しては共同受付を実施していません**ので、複数の自治体で入札参加資格を有している場合は、各市町村窓口にて問合せの上、定められた必要書類を揃えて各市町村窓口にて提出してください。

1 変更事項及び添付書類

(1) 組織変更した場合

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る、コピー可）
- ・建設業法第17条の2又は第17条の3に係る認可通知書（該当する場合）
- ・委任状（年間委任している場合）

※ なお、会社合併、分割、事業譲渡等、会社再編による変更の場合は、変更届等を提出いただく前に建設管理課審査担当にお問い合わせください。

(2) 主たる営業所の所在地、商号又は名称を変更した場合

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る、コピー可）
- ・委任状（年間委任している場合）

※ 所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を記載してください。

(3) 代表者の氏名又は役職を変更した場合

- ・登記事項証明書（氏名変更の場合。履歴事項全部証明書に限る、コピー可。）
- ・委任状（年間委任している場合）

- (4) 年間委任をしている営業所の所在地、名称又は委任者そのもの（徳島支店→四国支店）を変更した場合
- ・委任状
 - ・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む。）で行政機関の受付印があるもの
 - ・総合評定値（経審結果）通知書の写し（建設工事の種類が追加になる場合）
- ※ 所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を記載してください。
- ※ 営業所を新設・変更することに伴い、建設工事の種類に追加・削除が必要になる場合があるので、変更の必要があれば変更届出書に変更内容を記載し、追加となる場合は総合評定値通知書の写しを添付してください。
- (5) 年間受任者を廃止した場合
- ※ 変更届出書に廃止した旨を記載して提出してください。
- (6) 主たる営業所又は年間委任している営業所の電話番号、ファックス番号、メールアドレスを変更した場合
- ※ 変更届出書にその旨を記載して提出してください。
- (7) 希望する建設工事の種類に変更があった場合
(追加する場合) （県内企業は年度途中の追加は不可）
- ・建設業許可証の写し
 - ・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む。）で行政機関の受付印があるもの
 - ・総合評定値通知書（経審結果）の写し
- (削除する場合) ※ 変更届出書にその旨を記載して提出してください。
- (8) 建設業の許可区分に変更（例：一般→特定）があった場合
- ・建設業許可証の写し
 - ・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む。）で行政機関の受付印があるもの
- (9) 入札参加資格の取下げ
- ※ 変更届出書の変更内容の欄に「入札参加資格の取下げ」等、取り下げる旨が明確にわかるように記載の上、提出してください。
- ※ 廃業による場合は廃業届の写しを添付してください。

2 変更届の提出先及び問合せ先

所轄の県土整備事務所

※9ページ「6 問合せ先」を参照

3 提出部数

県内工事 正副 計2部

4 注意事項

- (1) 変更届出書の様式は徳島県電子入札ホームページ（URL <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>）からダウンロードできます。（国土交通省（地方整備局）に提出しているものでも可）。
- (2) 会社控等に受付印が必要な場合は、各自でコピー等を準備の上、同時に提出してください。
- (3) 入札又は入札参加資格審査申請の受付が近日中にあるが、代表者等変更に係る登記の手續に時間を要し、変更届出書の提出が間に合わない場合は、建設管理課に御連絡ください。

※次回の受付時期等について

令和9・10年度入札参加資格申請書の受付（追加受付）は、令和9年1月頃の予定です。
申請書作成要領等の公開は、令和8年12月中旬を予定しています。